

平成 31 年 3 月 15 日

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に対する意見を平成 31 年 3 月 15 日から平成 31 年 4 月 15 日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

1. 意見募集の概要

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準を越える旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、改正法附則第 28 条第 1 項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告があり、別添の指定旧供給地点について改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため同条第 2 項に基づき指定を解除しようとするものです。

2. 意見募集期間

平成 31 年 3 月 15 日（金曜日）～平成 31 年 4 月 15 日（月曜日）

3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトを御覧下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595219011&Mode=0>

（本発表資料のお問合せ先）
関東経済産業局資源エネルギー環境部
ガス事業課長 酒寄 仁司
担当者：篠原、小川
電 話：048-600-0414（直通）
F A X：048-601-1298

(別添)

通し 番号	事業者名	団地名	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア \leq 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 \times 1/2 \leq 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	新日本瓦斯株式会社	宮前ニュータウン	埼玉県	鴻巣市	×	84.2%	○	3.0	4.0	3.0000	\leq	4.7500	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	新日本瓦斯株式会社	いづみ台団地	埼玉県	新座市	×	82.9%	○	0.0	3.0	0.0000	\leq	3.6176	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	新日本瓦斯株式会社	嵯峨住宅団地	埼玉県	新座市	×	82.5%	○	6.0	5.0	6.0000	\leq	6.0596	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
4	新日本瓦斯株式会社	第一旭ヶ丘団地	埼玉県	新座市	×	84.9%	○	1.0	4.0	1.0000	\leq	4.7092	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
5	新日本瓦斯株式会社	第二旭ヶ丘団地	埼玉県	新座市	×	86.7%	○	3.0	11.0	3.0000	\leq	12.6877	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
6	トモプロ株式会社	東急青砥団地	神奈川県	横浜市緑区	×	89.6%	○	3.0	5.0	3.0000	\leq	5.5825	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。